

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

VIII 政策・制度要求闘争

3 経済運営にかんする要求と八五年前半における時短問題

3 八五年の時短問題をめぐる運動

八五年三月六日の与野党幹事長・書記長合意への対応について自民、社会、公明、民社の政調・政審会談が、八五年三月一五日に開かれ、会談の結果、時短・連休については今国会中にその実現をはかるようつとめるとの合意をうけ、「各派代表者による協議機関を発足させる」ことで一致した。

「時間短縮問題および連休問題懇談会」発足

与野党合意に基づき、八五年四月四日「時間短縮及び、連休問題懇談会」が発足した。構成は、構成、大坪参議院議員(自民党労働部会長)、丹波雄哉(自民)、阿部未喜男(社会)、大橋敏雄(公明)、塩田晋(民社)、菅直人(社民連)からなる。時短懇は、とくに「太陽と緑の週」の法制化にかんして協議することになった。

労働四団体・全民労協の代表は、四月二三日、社会、公明、民社、社民連の政策担当者、時短懇メンバーと会い、(1)労働時間短縮という意味からも四月末から五月初めの週の連続休暇の実現に努力してほしい、(2)内需の拡大をはかるうえからもぜひ減税を実現してほしいと要請した。四月二四日、労働四団体・全民労協は、時短・連休問題の早急な漸進をもとめ、中曽根総理大臣に申し入れをおこなった。

時短懇は、四月二五日の会合において、「政府及び関係機関が企業関係者に行政指導をおこなうとともに、関係者もその趣旨を十分理解し、特別の配慮をはかること」および、「休日にはさまれた平日のありかた等を含めて、その方策について今後ひきつづき協議する」との合意がなされ、内容を文書にまとめ確認した。同時に、懇談会は、藤波官房長官と山口労働大臣をたずね、結論を伝えるとともに、具体的な行政上の措置をとるようもとめた。これにたいし藤波官房長官からは、「当面の連続休暇の促進について合意をみたことにつき御努力を多とする。政府はその重要性を認識し、申し入れの趣旨を十分尊重し対処したい」、また山口労働大臣からは、「この同意結果を踏まえ、関係経済団体に要請し、関係出先機関にも通達するよう一層努力したい」との発言があった。

労働省は、四月二五日付けの「労働省労働基準局発二三八号文書」で、「ゴールデンウィークにおける連続休暇の促進について」を都道府県労働基準局長にたいし通達するとともに、労働大臣として、経団連など経済団体にたいして「できるだけ多くの労働者が連続休暇を享受できるよう」との要請をおこなった。

連休後の延長国会再開をめぐる与野党折衝において、八五年五月九日に与野党幹事長・書記長会談(共産党を除く)が開かれ、野党側は、時短、ゴールデンウィークの法制化などについて前進した姿勢を示すよう求めた。野党側はこのことを延長国会開催に応じる条件として提示したのである。自民党は、連続休暇問題について「時間短縮ならびに連続休暇等休日の増加問題については、法的措置を含め今国会中にその実現をはかるようつとめる」旨、文書で回答をおこなった。野党は、一応の前進があったとして延長国会の審議再開に応じることとなった。

【与野党幹事長・書記長会談での自民党回答内容】

(イ) 所得税減税問題については、経済状況を勘案しつつ、内需拡大を含め、政調・政審会長会談において、ひきつづき鋭意かつ誠意をもって検討を進め、八五年度中に結論を出す。

いわゆる政策減税等(教育費問題、ねたきり老人問題、単身赴任問題等)については、今国会中に実施規模、方式を決定するよう政調・政審会長会談において協議し、次期国会冒頭において処理する。

(ロ) 時間短縮ならびに連休等休日の増加の問題については、法的措置を含め今国会中にその実現をはかるようつとめる。

(ハ) 政治倫理問題については、速やかに国会法改正案を提出し、今国会中に成立を期す。

(ニ) 仲裁裁定については、公労委の仲裁裁定が未だに出されていない段階で、裁定の取り扱いを議論することは適当ではないが、仲裁裁定が出された場合は、取り扱いについて、給与関係閣僚会議が開かれるので、誠意をもって早急に取り組む。

時短懇での合意

五月九日の自民党の回答後に開かれた時短懇の六月一二日の会合で、五月四日を法律で休日化することで意見が一致し、八八年以降の実施に向けてとりくむことが決まった。具体的には五月三、四、五日の「三連休を通じて経済活動への影響、世論の動向・推移などを十分勘案し、国民的合意を得て、昭和六三年度以降法制化の方向で措置する」と結論された。五月四日の休日化については「勤労福祉面や連休における谷間出勤の非効率性といった配慮から年々、特別休日の設定、有休の消化などによって休日扱いとし、三連休を実施する企業が増えている」と述べている。時短懇のこの結論により五月四日の法制化はほぼ確定的となり、「太陽と緑の週」の法制化へ一歩前進したといえる。

労働四団体・全民労協は、六月一四日、金丸自民党幹事長、藤尾政調会長と会談し、減税、時短、仲裁などについて早期実現を要請する、一方、「減税、時短、仲裁実現緊急集会」(衆議院第一議員会館第一会議室、一五〇人を開き、要求実現に向けて野党の結束を促した。

【参考資料】(1)総評第七一回定期大会議案書および各局報告書、(2)同盟第二一回年次大会議案書および八四年度活動報告書、八四年度活動報告関連資料、(3)同盟第六一回中央評議会報告書、(4)全民労協第三回総会議案書、(5)全民労協「全民労協ニュース」、(6)労働省労政局監修・日本労働協会編『昭和六〇年版労働運動白書』、(7)日本労働協会「週刊労働ニュース」、(8)日本労働協会編「年報／日本の労使関係(昭和六〇年版)」。

日本労働年鑑 第56集 1986年版
発行 1985年12月5日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
